3　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる様式は、当該各号に定める書類について適用することができる。

一　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則別紙様式第一号から別紙様式第二号の二まで、別紙様式第五号、別紙様式第六号、別紙様式第六号の二、別紙様式第七号、別紙様式第七号の二、別紙様式第八号、別紙様式第十一号及び別紙様式第十三号　平成二十五年九月三十日に終了する中間事業年度（銀行法第十九条第一項に規定する中間事業年度をいう。）に係る書類

二　第四条の規定による改正後の保険業法施行規則別紙様式第六号から別紙様式第六号の三まで、別紙様式第十一号、別紙様式第十一号の二、別紙様式第十四号、別紙様式第十六号の十八、別紙様式第十六号の十九及び別紙様式第十六号の二十四　平成二十五年四月一日から同年九月三十日までの間に係る書類

三　第七条の規定による改正後の船主相互保険組合法施行規則別紙様式第三号　平成二十五年九月三十日を含む事業年度の半期に係る書類

府令・省令

○内閣府令・財務省令・経済産業省令第四号

株式会社商工組合中央金庫法（平成十九年法律第七十四号）の規定に基づき、経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十五年九月二十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　麻生　太郎
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　茂木　敏充

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則（平成二十年内閣府・財務省・経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第一号第2の表及び別紙様式第一号第2の表中「繰延税金資産」を「前払年金費用」に改める。

別紙様式第三号第2の2の表中「繰延税金資産」を「退職給付に係る資産」に、「退職給付引当金」を「退職給付に係る負債」に、「その他の包括利益累計額合計」を「退職給付に係る調整累計額の包括利益累計額合計」に改め、同表記載上の注意1②⑤を次のように改める。

⑤　退職給付に係る会計処理の方法

別紙様式第三号第2の3②及び③の表中「持分法適用会社に対する持分相当額」を「退職給付に係る調整額」に改める。

持分法適用会社に対する持分相当額	×××
退職給付に係る調整額	×××

別紙様式第三号第2の4の表中「その他の包括利益累計額合計」を「退職給付に係る調整累計額」に改める。

退職給付に係る調整累計額	
当期首残高	×××
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	×××
当中間期変動額合計	×××
当中間期末残高	×××
その他の包括利益累計額合計	

別紙様式第四号第2の2の表中「繰延税金資産」を「退職給付に係る資産」に、「退職給付引当金」を「退職給付に係る負債」に、「その他の包括利益累計額合計」を「退職給付に係る調整累計額の包括利益累計額合計」に改め、同表記載上の注意1②⑤を次のように改める。

⑤　退職給付に係る会計処理の方法

別紙様式第四号第2の3②及び③の表中「持分法適用会社に対する持分相当額」を「退職給付に係る調整額」に改める。

持分法適用会社に対する持分相当額	×××
退職給付に係る調整額	×××

別紙様式第四号第2の4の表中「その他の包括利益累計額合計」を「退職給付に係る調整累計額」に改める。

退職給付に係る調整累計額	
当期首残高	×××
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	×××
当期変動額合計	×××
当期末残高	×××
その他の包括利益累計額合計	